

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり使用料の収納の事務を委託しました。

2026年（令和8年） 4月16日

藤沢市長  
鈴木 恒 夫

1 指定及び委託を受けた者

藤沢市片瀬海岸二丁目20番13号  
公益社団法人 藤沢市観光協会  
会長 湯浅 裕一

2 公金事務取扱者の指定をした日

2024年（令和6年）4月1日

3 委託に係る使用料の種類

藤沢市江の島岩屋条例（平成5年藤沢市条例第39号）第4条に規定する藤沢市江の島岩屋に係る入洞料金及び同条例第9条に規定する藤沢市江の島岩屋に係る使用料金

4 委託の期間

2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日まで